

人権相談・啓発等事業
令和5（2023）年度 年次業務報告書

令和6（2024）年4月
一般財団法人大阪府人権協会

【もくじ】

共通事項

(1) ホームページの運営	3
---------------------	---

I. 人権相談事業

i) 専門相談事業	
(1) 府民向け人権相談	3
(2) 市町村人権相談サポート	7
(3) 専門家との連携相談支援	9
ii) ネットワーク事業	9

II. 人材養成事業

人材養成事業	13
--------------	----

III. 人権啓発支援事業

i) 人権啓発アドバイザー設置・派遣事業	16
ii) 人権関連情報収集・提供事業	19
iii) 講師リストの作成・講師紹介事業	22

別紙

(略)

資料

(略)

共通事項

(1) ホームページの運営

(1) 事業目的

大阪府人権相談・啓発等事業をわかりやすく紹介するホームページを設置し、事業の効果的な広報につなげていきます。

(2) 事業内容

①開設

大阪府人権協会ホームページの中に、人権相談・啓発等事業のホームページを開設し、人権相談・啓発等事業の案内及び報告等を掲載しました。

②内容

大阪府委託 人権相談・啓発等事業ホームページ

<http://www.jinken-osaka.jp/entrustment/index.html>

I. 人権相談事業

i) 専門相談事業

(1) 府民向け人権相談

(1) 事業目的

「大阪府人権相談窓口を開設し、人権に関わる課題を有する府民からの相談を受け付け、助言やその課題に応じた情報提供、適切な相談窓口等の紹介等を行い、人権問題の解決につなげます。

(2) 事業内容

①人権相談窓口の開設・実施

ア. 開設日・時間帯

次の日時において、大阪府人権相談窓口を開設しました。

平日相談：毎週月曜日から金曜日 9時30分から17時30分（祝日・年末年始を除く）

夜間相談：毎週火曜日の夜間 17時30分から20時00分（祝日・年末年始を除く）

休日相談：毎月第4日曜日 9時30分から17時30分

イ. 相談方法

電話、面談、ファックス、手紙、Eメール等で相談を受け付け、対応しました。

ウ. 相談件数

1) 全体（府民向け人権相談、市町村サポートの合計）※専門家連携含む

〇月別相談件数（令和5（2023）年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
実件数	56	56	60	56	55	74
延件数	368	373	451	290	284	331
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実件数	75	67	67	66	65	74
延件数	320	334	276	330	239	311

合計
771
3,907

○形態別内訳（延件数）（令和5（2023）年度）

電話	面談	家庭訪問	手紙・FAX等	メール	その他	合計
2,844	111	1	44	634	273	3,907

○人権問題別内訳（実件数）（令和5（2023）年度）

同和問題	女性	男性	障がい者	高齢者	子ども	外国人	HIV感染者	ハンセン病	犯罪被害	労働	
28	167	14	286	127	143	35	1	0	1	143	
ホームレス	医療問題	刑余者	性的マイノリティ	社会的養護	自殺防止	見た目問題	新型コロナ	インターネット	ハイトスピーチ	その他	合計
2	174	3	44	4	70	3	15	102	1	1,809	3,172

・その他の内訳（遺言、相続、不動産、離婚、近隣・知人・友人関係、家族、債権、金融機関、生活、住居、交通事故、学校・保育所、行政、警察、拘置所・刑務所、消費者関係、生活保護、年金、介護保険等の課題等）

○対応その後の経過（実件数）（令和5（2023）年度）

助言・指導で終了	侵害行為者との調整で終了	専門機関に繋ぎ終了	他機関に繋ぎ終了	繋いだ他機関に確認し終了	他機関紹介で終了	助言と他機関紹介で終了	
305	0	6	2	3	56	128	
助言と弁護士相談で終了	相談だけで終了	相談継続	中断の申出	解決不能	その他（傾聴）	その他（その他）	合計
26	2	152	7	0	64	20	771

2) 府民向け人権相談

○月別相談件数（令和5（2023）年度）※専門家連携含む

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
実件数	54	54	52	47	53	69	
延件数	359	370	419	242	282	301	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実件数	61	59	62	58	58	71	698
延件数	280	301	244	275	213	297	3,583

②「人権問題別集中相談」の実施

相談へのハードルが高く、相談につながりにくい状況にある（置かれている）当事者に相談窓口があることを伝える「アウトリーチ」や、人権課題を大阪府民に周知・啓発するための取組みを兼ねて、「人権問題別集中月間」を実施しました。

ア. テーマの設定・相談件数

○月別相談件数（関連の相談を含む）（令和5（2023）年度）

月	テーマ	実件数	延件数
4月・10月	同和問題・部落差別	5	10
5月・11月	ハイトスピーチ	0	0
6月	新型コロナウイルス	4	8
7月・9月	インターネット	19	63

8月・2月	性的マイノリティ（LGBT）	8	35
12月	感染症	0	0
1月	児童養護施設や里親	0	0
3月	自死・自殺	6	56
合計		42	172

③事業の周知方法等

ア. 市町村等の各相談機関とのネットワークを活かした事業周知

市町村の人権相談等を行う相談機関をはじめ、当協会が有するネットワーク機関と連携し、幅広く周知を行いました。

- 1) 「人権相談機関ネットワーク」加盟団体・機関
- 2) 府内各市町村人権担当部局
- 3) 府内各市町立人権文化センター（隣保館）
- 4) 全市町村人権協会・人権地域協議会

イ. ホームページ等での事業周知

当協会ホームページやメールマガジンで周知を行いました。

大阪府と連携して大阪府ホームページで周知を行いました。

ウ. 事業間連携・当協会の自主事業等の他の事業における周知

講座や研修等で周知を行いました。

- 1) 大阪府人権総合講座
- 2) 当協会主催、他団体主催講演・講座・研修等

④「出張相談」の実施

来所が困難な相談者が身近な場所で相談を行えるようにするため、相談者の状況に応じた「出張相談」を実施しました。

○出張相談 月別相談件数（令和5（2023）年度）

月	相談場所	実件数	延件数
4月	保健所、障害福祉課他	1	4
5月	人権文化センター	1	1
6月	就労支援センター	1	1
9月	当事者団体	1	1
10月	人権協会、保健福祉センター	6	6
11月	駅舎、人権文化センター	2	3
12月	弁護士事務所、人権文化センター	2	3
1月	弁護士事務所、生活困窮者支援窓口、相談者宅、市役所	6	12
2月	人権文化センター	3	3
合計		23	34

⑤フォローアップ体制の確立

ア. 大阪府人権相談窓口から他機関等に繋いだケースのうち、特に困難を抱えるケース等については、必要に応じて繋いだ先の機関と状況確認を行います。

イ. その中で、状況によっては「ケース会議」等を行い、再度、支援策を検討したり、他機関へ「繋ぎ直す」といった取り組みを行いました。

○状況確認の実件数（令和5（2023）年度）

月	つないだ機関分野名	実件数
5月	人権文化センター	1
6月	府相談機関、市人権協会	2
8月	市人権協会、市福祉課・市町村相談機関等	2
9月	市人権協会	1
11月	市社会福祉協議会、人権文化センター、コミュニティソーシャルワーカー	2
2月	人権文化センター	1
合計		9

⑥人権相談から見えた課題分析とフィードバック

ア. 大阪府人権相談窓口に寄せられた相談事案を集約し、人権相談機関ネットワークの「人権相談集約・報告」事業に報告しました。

イ. 会議等に参加し、情報提供や報告等を行いました。

○会議への参加状況（令和5（2023）年度）

月	会議名	実件数
11月	第1回 差別事象集約及び分析等事業	1
合計		1

⑦相談の事例

ア. 同和問題・部落差別

- ・講習会の講師が、ある学校やその学校の周辺地域を見下すような発言をしている。

イ. 障がい者

- ・学校のイベントで職員が障がい者に対する差別発言をしたので抗議したい。
- ・家族が、障がいを理由に強制退院させられた。
- ・医療機関の書類に障がいを侮辱する言葉が書かれていた。

ウ. 外国人

- ・容姿をからかわれたり無視されたりして不登校になっている。
- ・髪染めやカラーコンタクトを入れるよう学校から指導されている。
- ・国内に長期在住しているが金融機関のカードを発行してもらえない。

エ. 女性

- ・配偶者が日常的に私を見下す言葉を発するので、家を出たいが子どもが気がかりで我慢している。

オ. 性的マイノリティ

- ・近隣住民から侮蔑的・誹謗中傷する言葉をかけられている。
- ・戸籍の性と異なる格好をすると自分らしいと思うが、後ろめたい気持ちもある。
- ・戸籍と自認する性が異なる事を面接時に表明できなかったので出勤ができない。

カ. 新型コロナウイルス

- ・コロナに感染し、体調が回復せず医療機関に相談したが受診拒否され、暴言を受けた。
- ・入院中の家族と面会したいが、コロナワクチン未接種のため面会ができない。
- ・コロナワクチン接種の後遺症で休職しているが、医療機関に診断書を書いてもらえない。

キ. インターネット

- ・SNS上で個人情報拡散されているがそのサイトを見つけることができない。
- ・誰かがSNS上に私の写真を公開した。不信感で通学ができない。
- ・他人のSNSアカウントが私のものと決めつけられ、身に覚えのない事を言われるので困っている。

ク. 複合的な課題

- ・障がい者施設で性被害を受けた。職員に相談したが対応してくれなかった。

(2) 市町村人権相談サポート

(1) 事業目的

市町村からの求めに応じ、各相談に関する助言や支援を行うことで、各市町村の人権相談を支援します。

(2) 事業内容

①市町村人権相談サポートの実施

ア. 相談方法

電話、面談、ファックス、手紙、Eメール等で相談を受け付け、対応しました。

イ. 相談件数

1) 市町村サポート全体（日常的なサポート、ケース会議、専門家へのつなぎ支援の合計）

○月別サポート件数（令和5（2023）年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
実件数	2	2	8	9	2	5
延件数	9	3	32	48	2	30
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実件数	14	8	5	8	7	3
延件数	40	33	32	55	26	14

合計
73
324

2) 日常的な相談のサポート

○月別サポート件数（令和5（2023）年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
実件数	2	2	6	8	2	4
延件数	9	3	12	34	2	9
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実件数	8	7	4	3	5	1
延件数	28	32	28	13	24	2

合計
52
196

②市町村・地域における「ケース会議」の調整や助言

ア. 相談者の課題に応じて市町村との「ケース会議」を開催し、調整及び助言等を行いました。

イ. 市町村が実施する「ケース会議」への助言・スーパーバイズ等のために、必要に応じて職員を派遣、内部でケース検討をしました。

○ケース会議の調整や助言等 件数内訳（令和5（2023）年度）

月	市町村名	実件数	延件数
12月	茨木市	1	1
2月	茨木市	2	2
合計		3	3

③市町村等の相談事業への支援

ア. 市町村からの相談を通じて市町村の人権相談事業の状況把握等を行いました。

イ. 大阪府・市町村相談事業に関わる会議に参画しました。

○会議への参画状況（令和5（2023）年度）

月	会議名	件数
5月	大阪府市町村人権相談担当課長連絡会議	1
合計		1

ウ. 「相談事例研究会」により相談事業を支援しました。

実施内容は、「4. ネットワーク事業 ③相談事例研究会の開催」に掲載しています。

エ.「人権相談機関ネットワーク」のメール情報発信・収集を活用し、各市町村等の相談員どうしの情報交換の場を提供しました。

実施内容は「4. 人権相談ネットワーク事業 ①人権相談機関ネットワークの運営」に掲載しています。

④専門家へのつなぎ支援

市町村から受けた相談を整理したうえで、相談ケースに応じて、「専門家との連携相談支援」の専門家と連携して市町村の相談を支援しました。

○専門家との連携相談の調整や助言等 月別件数（令和5（2023）年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
実件数	0	0	2	1	0	1	
延件数	0	0	20	14	0	21	
（上記のうち専門家と連携した実件数）	0	0	(1)	(1)	0	(1)	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実件数	6	1	1	6	0	2	20
延件数	12	1	3	42	0	12	125
（上記のうち専門家と連携した実件数）	(5)	0	0	(5)	0	(0)	(13)

⑤相談の事例

ア. 広域的な相談対応

- ・相談者はDV被害を受けて離婚している。行政支援を受けるための手続きが毎年必要であることに苦痛を感じている。（助言・指導）
- ・動画投稿サイトで特定の地域を被差別部落であると紹介していた。要請により音声は削除されたが映像は削除されなかった。（助言・他機関紹介）

イ. 相談への支援

- ・相談者は希死念慮があるが止めたいとも思っている様子なので、適切な相談機関につなぎたい。（助言・他機関紹介）

ウ. 専門的な相談への支援

- ・DV加害者の子どもへの面会交流について専門的助言を受けたい。（助言・指導）

⑥「人権相談のてびき」の更新

「人権相談のてびき」（平成27（2015）年度作成、令和4（2022）年度更新）について、大阪府と協議の上、人権相談に必要な最新の情報を更新し、市町村等に電子データを配布しました。

昨年度に更新された「人権相談のてびき」を「Ⅱ人材養成事業」の「大阪府人権総合講座（人権相談員養成コース）」で活用し、人材養成を通じた各市町村等の人権相談サポートにつなげました。

ア.「人権相談のてびき」電子データ配布日 3月29日

イ.「人権相談のてびき」の活用

大阪府人権総合講座 7月4日

科目名「人権相談の現状と相談の基本 人権相談のてびきと相談の集約から」

○別紙1-1 市町村人権相談サポート実施状況（令和5（2023）年度）

(3) 専門家との連携相談支援

(1) 事業目的

相談の内容により、法律や生活、就労、医療などの専門性が必要な相談について、専門家や当事者団体・支援団体等と連携しながら、相談への対応を進めることで、相談の充実をはかります。

(2) 事業内容

①弁護士との連携

人権相談に取り組まれる「人権相談弁護士ネットワーク」の協力のもと、弁護士による相談員への日常的な助言を行いました。また、弁護士に相談するため、相談員が相談者に同行しました。

ア. 日常的な助言

相談員が助言を必要とする場合に、随時、助言していただきました。

イ. 同行相談

日時：毎週、金曜日 13 時 30 分から 16 時 30 分（設定日以外の対応も行いました。）

場所：各弁護士事務所、他（保健福祉センター、市役所）

○専門家との連携 月別相談件数（実件数）（令和 5（2023）年度）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	
弁護士	2	2	3	1	1	2	
その他	0	0	0	0	0	0	
当事者・支援団体	0	0	0	0	0	1	
計（月）	2	2	3	1	1	3	
	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
弁護士	7	1	0	6	0	2	27
その他	0	0	0	0	0	0	0
当事者・支援団体	0	0	0	0	0	0	1
計（月）	7	1	0	6	0	2	28

②専門家との連携 相談の事例

- ・知的障がいがあり、私の給料や障害年金が振り込まれる通帳を親が適切に管理していない。自分で通帳を管理できるようにしたいので弁護士に相談したい。
- ・外国にルーツがあり、勤務先で同僚からパワハラを受け、適応障害の診断が出て退職を考えている。法的助言を受けたい。

ii) ネットワーク事業

(1) 事業目的

人権に関する様々な相談に取り組む機関や団体とのネットワークを作ることで、人権に関する相談の充実をはかります。

(2) 事業内容

①人権相談機関ネットワークの運営

ア. 加盟リストの管理、更新

- 1) 登録内容更新のため、加盟機関に郵送と電子メールにより「人権相談機関ネットワーク登録情報調査票」を送付しました。

2)変更の回答があった機関については、加盟機関リストの掲載情報を更新しました。未回答の機関については電話連絡やホームページ記載内容による確認を行いました。

3) 令和 5 (2023) 年度「人権相談機関ネットワーク一覧」を、ホームページに掲載しました。掲載情報の項目は次のとおりです。

機関名、所在地、主な相談分野、電話番号 (FAX、メール)、相談日、相談時間、相談窓口
または担当課の URL、相談事業に関する報告書等

○人権相談機関ネットワーク加盟機関統括表 (令和 5 (2023) 年度)

区 分	加盟数 令和 6 (2024) 年 3 月 31 日
国相談機関	1
府相談機関	28
市町村人権相談担当部署	43
人権文化センター	29
地域人権協会・人権地域協議会	36
市町村相談機関等	110
公益法人、NPO 等	47
合計	294

○別紙 1-2 人権相談機関ネットワーク加盟機関一覧 (令和 6 (2024) 年 3 月 31 日)

イ. 未加盟相談機関に対する加盟促進

1)未加盟の相談機関に対して新規加盟の呼びかけを行いました。

16 機関に対して新規加盟の呼びかけを行いました。

2)新規加盟機関の加盟手続きを行いました。

八尾市地域就労支援センター 5 機関 (中央・桂・安中・龍華・山本) (加盟日 7 月 13 日)

ウ. ネットワーク加盟機関相互の情報交換の促進

加盟機関同士の連携強化のための情報交換を行いました。

- ・加盟機関のイベント情報等とメールマガジン「人権あらかると」(人権関連情報収集・提供事業)を、Eメールアドレス情報の提供のあった全加盟機関に送信しました。
- ・加盟機関のイベント情報等を「人権あらかると」に掲載し、送信しました。

○ネットワーク加盟機関への情報提供 (令和 5 (2023) 年度)

	送信日時	内容
1	4 月 20 日	4 月前半号 加盟機関の企画等案内及び「人権あらかると」4 月前半号分
2	4 月 28 日	4 月後半号 加盟機関の企画等案内及び「人権あらかると」4 月後半号分
3	5 月 15 日	5 月前半号 加盟機関の企画等案内及び「人権あらかると」5 月前半号分
4	5 月 26 日	5 月後半号 加盟機関の企画等案内及び「人権あらかると」5 月後半号分
5	6 月 9 日	6 月前半号 加盟機関の企画等案内及び「人権あらかると」6 月前半号分
6	6 月 28 日	6 月後半号 加盟機関の企画等案内及び「人権あらかると」6 月後半号分
7	7 月 13 日	7 月前半号 加盟機関の企画等案内及び「人権あらかると」7 月前半号分
8	7 月 24 日	7 月後半号① 令和 5 (2023) 年度 相談事例研究会開催のお知らせ
9	7 月 31 日	7 月後半号② 加盟機関の企画等案内及び「人権あらかると」7 月後半号分
10	8 月 14 日	8 月前半号 加盟機関の企画等案内及び「人権あらかると」8 月前半号分
11	8 月 30 日	8 月後半号 加盟機関の企画等案内及び「人権あらかると」8 月後半号分
12	9 月 12 日	9 月前半号 加盟機関の企画等案内及び「人権あらかると」9 月前半号分
13	9 月 29 日	9 月後半号 加盟機関の企画等案内及び「人権あらかると」9 月後半号分

14	10月17日	10月前半号	加盟機関の企画等案内及び「人権あらかると」10月前半号
15	10月30日	10月後半号	加盟機関の企画等案内及び「人権あらかると」10月後半号
16	11月10日	11月前半号	加盟機関の企画等案内及び「人権あらかると」11月前半号
17	12月1日	11月後半号	加盟機関の企画等案内及び「人権あらかると」11月後半号
18	12月14日	12月前半号	加盟機関の企画等案内及び「人権あらかると」12月前半号
19	12月27日	12月後半号	加盟機関の企画等案内及び「人権あらかると」12月後半号
20	1月17日	1月前半号	加盟機関の企画等案内及び「人権あらかると」1月前半号
21	1月29日	1月後半号	加盟機関の企画等案内及び「人権あらかると」1月後半号
22	2月16日	2月前半号	加盟機関の企画等案内及び「人権あらかると」2月前半号
23	2月28日	2月後半号	加盟機関の企画等案内及び「人権あらかると」2月後半号
24	3月11日	3月前半号	加盟機関の企画等案内及び「人権あらかると」3月前半号
25	3月26日	3月後半号	加盟機関の企画等案内及び「人権あらかると」3月後半号

②おおさか相談フォーラムの開催

ア.「令和5（2023）年度おおさか相談フォーラム」を開催しました。

1) テーマ：生きづらいところを抱える方の相談・支援について考える

～理解、受容、支援について～

2) 日時：令和6（2024）年2月2日（金）13:30～17:00

3) 会場：HRC ビル 5階ホール

4) プログラム：

第1部 基調講演「生きづらさを抱える人に寄り添うということ」

講師：三田 優子さん（大阪公立大学大学院 現代システム科学研究科 准教授）

第2部 相談・支援の現場からの報告

実践報告Ⅰ 相談事業の取組み 実践と私たちの思い

報告者：山本 美世子さん（公益社団法人 大阪府精神障害者家族会
連合会副会長）

実践報告Ⅱ 地域の一員としての暮らしを支える取組み

報告者：岡 幸一さん（社会福祉法人 精神障害者社会復帰促進協会
職員）

第3部 参加者の交流と意見交換

※会場内に人権相談機関ネットワーク加盟機関をはじめ、参加団体を紹介するリーフレット、イベントチラシなどを置く「情報交換・交流コーナー」を設置し、加盟機関等
同士の交流を促進しました。

5) 参加者数：50人

イ.「おおさか相談フォーラム」開催報告をホームページに掲載しました。

○資料1-1 「おおさか相談フォーラム」広報チラシ（令和5（2023）年度）

③相談事例研究会の開催

相談事例をもとに、相談スキルの向上と加盟機関同士の交流・連携の活発化を図るために、
「令和5（2023）年度 相談事例研究会」を開催しました。

ア. 開催日時・会場・事例の概要・参加人数：

回	日時	会場	相談事例の概要	ブロック	参加人数
---	----	----	---------	------	------

第1回	8月28日(月) 13時30分から17時	大阪府三島府民センタービル	再婚前に連れ子を虐待していた夫が飲酒をした時に暴力を振り、日常の束縛や言葉の暴力を受けている。別れて子ども達との生活を考えている妻からの相談	北摂	13人
第2回	8月29日(火) 13時30分から17時	柏原市役所別館	夫が家のお金をギャンブルやゲームへ注ぎ込み、生活に影響が出ている。離婚をした方が良いと思うが、どのような方法があるか知りたい妻からの相談	河内南	14人
第3回	9月5日(火) 13時30分から17時	大東市役所南別館	発達・知的障がいや対人恐怖症がある一人暮らしの若年者(半ひきこもり)で、退居を求められ、生活に困窮している)からの相談	河内北	15人
第4回	9月7日(木) 13時30分から17時	岸和田市立公民館・中央地区公民館	全ての面で自己管理ができていない、身なりをかまわず頻繁に徘徊をするようになった一人暮らしの認知症高齢者の安否を危ぶんだ近隣住民からの相談	泉州	15人

イ. 内容：講義「重層的支援体制整備事業と人権相談」、相談事例の報告、グループワーク、まとめ、助言と情報提供

ウ. 講師：潮谷光人さん（東大阪大学こども学部 教授）

エ. 相談事例研究会の開催報告と、検討した事例の概要をホームページに掲載しました。

監修：潮谷光人さん（東大阪大学こども学部 教授）

○資料1-2 「相談事例研究会」開催要項（令和5（2023）年度）

③人権相談集約・報告

ア. 人権に関する相談の集約

- 1)対象：大阪府人権相談窓口、各市町村人権担当課及び人権協文化センター、各市町村人権協会・人権地域協議会の人権相談窓口
- 2)集約内容：前年度の人権に関する相談件数及び相談事例を集約しました。
- 3)集約方法：郵送及びEメールにて依頼を行い、EメールやFAXにて集約しました。

イ. 学識経験者の監修協力を得て、「令和4（2022）年度の大阪府内における人権に関する相談の状況」を作成し、ホームページに掲載しました。

・監修：潮谷光人さん（東大阪大学こども学部 教授）

○資料1-2 「相談事例研究会」開催要項（令和4（2022）年度）

Ⅱ. 人材養成事業

人材養成事業

(1) 事業目的

大阪府、市町村、NPO 団体等、企業、地域等において人権教育・啓発や人権相談に携わる方を対象に、必要な知識やスキル等を経験に応じて習得できる場として、年間を通じて大阪府人権総合講座を開催し人権施策に携わる人を養成します。

(2) 事業内容

①概要

ア. 対象者は、大阪府内に在住・在勤の方で、大阪府、市町村、NPO 団体等、企業、地域等において人権教育・啓発や人権相談に携わる方としました。

イ. 受講される方のニーズや職務経験、スキル等を踏まえて、基礎的、専門的の段階別に実施しました。

ウ. 人権啓発や人権相談の現場で活躍する方を想定し、前期・後期あわせて8つの人材養成コースと幅広く人権問題が学べる人権問題科目群を設定しました。また、関心のある科目のみを受講できる「科目選択受講」を可能としました。

②講座内容

○受講区分、対象、実施期間、科目数（令和5（2023）年度）

区分			対象	期間	科目数
前期	人材養成コース	人権担当者入門コース	新たに人権担当になった方、新たに相談員になろうとする方	7月4日から 8月4日	7
		人権ファシリテーター養成コース	ファシリテーターに必要な基礎知識を身に付けたい方	7月4日から 8月18日	12
		人権啓発企画担当者養成コース	人権教育・啓発の企画や事業実施を担当する方	7月4日から 8月25日	11
		人権相談員養成コース	相談業務経験が概ね1年以下の相談員	7月4日から 7月25日	12
	人権問題科目群		どなたでも	8月23日から 9月21日	28
後期	人材養成コース	人権ファシリテータースキルアップコース	ファシリテーターとしての講師（実践）経験がある方等	2月21日	6
		人権コーディネータースキルアップコース	人権に関する各種事業実施に取り組む方、管理的業務を行う方等	1月24日	4
		人権相談員スキルアップコース	相談業務経験が概ね1年以上の相談員等	12月20日から 1月9日	12
		人権相談員専門コース	相談業務経験が概ね3年以上の相談員、主任相談員、管理者等	1月15日から 1月22日	12
	人権問題科目群		どなたでも	12月20日から 2月15日	16

※都合により1月11日を2月21日に日程変更しました。(人権ファシリテータースキルアップコース)

③カリキュラムの充実に向けた取り組み

ア. 人権ファシリテーター養成コース

- ・コース内に実習を行う科目を設け、参加者がワークショップの運営を通してファシリテーターを体験できるようにしました。

イ. 人権啓発企画担当者養成コース

- ・コース内で実施したワークショップを通して、参加者が事業企画の作り方や広報の基礎を学ぶことができるようにしました。

ウ. 人権相談員養成コース

- ・参加者が講座内容をより効果的に理解することができるよう、コース指定の科目に加えて、前期の人権問題科目群(全28科目)の履修を修了要件としました。

エ. 人権相談員スキルアップコース

- ・今日的・現代的な課題に対応した相談業務に関わる知識・技術等を学ぶため、「SNS相談」の科目を設定しました。
- ・参加者が講座内容をより効果的に理解することができるよう、コース指定の科目に加えて、後期の人権問題科目群(全16科目)の履修を修了要件としました。

オ. 人権問題科目群

- ・大阪府の新型コロナウイルス感染症に関連する人権問題への取り組みをもとに、「新型コロナウイルスの人権課題」の科目を設定しました。
- ・大阪府のインターネット上の人権問題に関する取り組みをもとに、「インターネットにおける人権課題」の科目を設定しました。
- ・新しい人権課題や今日的・現代的課題を学ぶため、「様々な人権」科目において、「精神科医療と地域定着」、「トランスジェンダーをめぐる人権課題」等を設定しました。

④受講案内及び申込受付

(前期)

- ア. ホームページ公開 6月7日
- イ. 受講案内の送付 6月12日
- ウ. 申込期限 6月26日正午

(後期)

- ア. ホームページ公開 11月24日
- イ. 受講案内の送付 11月27日
- ウ. 申込期限 12月13日正午
 - ・定員に満たない科目は12月22日まで受付を延長しました。
 - ・2月21日に日程変更した科目について2月13日まで受付を延期しました。

⑤履修要件及び修了認定

ア. 履修要件

科目への出席(受講)と「受講レポート」の提出により履修を認定しました。

イ. 修了認定

人権ファシリテーター養成、人権啓発企画担当者養成、人権相談員養成、人権相談員スキルアップの4コースについて、大阪府人権総合講座企画委員会にて修了の可否の審査を行い、修了を認定しました。

ウ. 修了証書の交付

修了者にはコース毎に修了証書(大阪府知事名)を交付しました。

工. 科目履修証明書の交付

希望者には科目履修証明書(一般財団法人大阪府人権協会代表理事名)を交付しました。

交付者数

前期：45 人、後期：40 人

⑥受講申込・修了状況

受講申込者、受講決定者、修了認定希望者、修了認定者数（令和 5（2023）年度）

【前期】

人材養成コース	定員	受講 申込者	受講 決定者	修了認定 希望者	修了 認定者
人権担当者入門	40	32	32	—	—
人権ファシリテーター養成	20	15	15	13	11
人権啓発企画担当者養成	20	11	11	10	9
人権相談員養成	50	60	60	49	40
コース 合計（延べ）	130	118	118	72	60

科目選択受講 合計 （人権問題科目群・人材養成コース）	—	200	200	—	—
--------------------------------	---	-----	-----	---	---

コース・科目選択 合計	—	318	318
-------------	---	-----	-----

受講申し込み 実人数：230 人

受講決定 実人数：230 人

修了認定者 実人数：57 人

【後期】

人材養成コース	定員	受講 申込者	受講 決定者	修了認定 希望者	修了 認定者
人権ファシリテータースキルアップ	20	13	13	—	—
人権コーディネータースキルアップ	20	15	15	—	—
人権相談員スキルアップ	30	31	31	25	20
人権相談員専門	30	24	24	—	—
コース 合計（延べ）	100	83	83	25	20

科目選択受講 合計 （人権問題科目群・人材養成コース）	—	97	97	—	—
--------------------------------	---	----	----	---	---

コース・科目選択 合計	—	180	180
-------------	---	-----	-----

受講申し込み 実人数：117 人

受講決定 実人数：117 人

修了認定者 実人数：20 人

⑦企画委員会

ア. 企画委員会の設置

担当コース	名前	所属等
人権啓発企画担当者養成	上杉 孝實さん	京都大学名誉教授
人権ファシリテーター養成	栗本 敦子さん	Facilitator' s LABO（えふらぼ）主宰
人権相談員養成	重野 勉さん	社会福祉法人ポポロの会理事長

人権相談員スキルアップ		
-------------	--	--

イ. 第1回企画委員会の開催（コース別に実施）

1)内容：

- ・講座実施状況について報告（カリキュラム・受講者数等）
- ・各人材養成コースの実施について意見交換
- ・修了レポートの査読
- ・修了認定
- ・その他

2)開催日時

- ・人権相談員養成コース : 11月8日10時00分から11時30分
- ・人権啓発企画担当者養成コース : 11月9日10時00分から11時00分
- ・人権ファシリテーター養成コース : 11月10日10時00分から11時45分
- ・人権相談員スキルアップコース : 3月15日10時30分から11時15分

3)開催場所：全てオンラインで実施

ウ. 第2回企画委員会の開催

1)内容：

- ・今年度の実施状況について報告（カリキュラム、受講状況等）
- ・今年度の総括
- ・その他

2)開催日時：3月22日13時00分から15時00分

3)開催場所：大阪府人権協会 会議室

- 別紙2-1 大阪府人権総合講座（前期）受講申込状況（令和5（2023）年度）
- 別紙2-2 大阪府人権総合講座（後期）受講申込状況（令和5（2023）年度）
- 別紙2-3 大阪府人権総合講座（前期）科目別受講者数（令和5（2023）年度）
- 別紙2-4 大阪府人権総合講座（後期）科目別受講者数（令和5（2023）年度）
- 資料2-1 大阪府人権総合講座 総合案内（前期）（令和5（2023）年度）
- 資料2-2 大阪府人権総合講座 総合案内（後期）（令和5（2023）年度）

Ⅲ. 人権啓発支援事業

i) 人権啓発アドバイザー設置・派遣事業

（1）事業目的

行政や市町村人権協会・人権地域協議会等の民間団体等で実施される人権啓発における相談に適切なアドバイスを行い、より効果的な人権啓発事業が実施できるよう支援を行ないます。

（2）事業内容

①アドバイザーの設置

ア. 常勤アドバイザー

職員による常勤アドバイザーを6人（メインアドバイザー3人、サブアドバイザー3人）配

置し、電話、来訪、Eメール、オンラインによる日常相談を行い、人権啓発を支援しました。
○人権啓発アドバイザー 月別相談件数（令和5（2023）年度）

	件数			相談手段					相談者種別		相談種別				
	実数	延日数	延対応件数	電話	FAX	メール	面談	その他	行政	行政以外	紹介	企画	全般	問合	その他
4月	14	21	23	13	0	6	4	0	13	8	14	2	3	4	0
5月	10	13	16	9	1	4	2	0	7	6	10	1	1	1	0
6月	11	22	30	14	0	14	2	0	9	13	8	0	3	6	1
7月	11	14	16	10	0	6	0	0	8	6	8	1	0	6	0
8月	10	15	22	13	0	7	2	0	13	2	6	1	4	3	1
9月	13	23	30	19	0	9	1	1	13	10	10	2	4	8	0
10月	13	18	26	10	0	8	7	1	16	2	7	0	6	3	4
11月	9	18	26	10	0	13	3	0	16	2	15	0	0	4	1
12月	5	8	11	8	0	3	0	0	7	1	8	0	0	0	0
1月	6	11	13	7	0	2	4	0	8	3	9	1	0	1	1
2月	10	15	20	11	0	8	1	0	13	1	12	0	0	3	0
3月	6	9	11	7	0	10	0	0	9	0	5	0	2	2	0
計	118	187	244	131	1	90	26	2	132	54	112	8	23	41	8

※相談者種別「行政以外」には、行政から紹介された団体を含む。

イ. 専門アドバイザー

1) 派遣先：高石市総務部人権推進課

日時：7月3日 16時から17時

依頼内容：

- ・職員意識調査の結果において、大阪府や他市との比較から見える特徴と傾向
- ・職員意識調査をもとにした市民意識調査の実施に向けての助言
- ・職員意識調査結果をふまえた高石市人権施策推進基本方針の改定に向けてのご助言

専門アドバイザー：内田 龍史さん（関西大学社会学部社会学専攻教授）

2) 派遣先：柏原市市民部人権推進課

日時：9月12日 14時から15時

依頼内容：

柏原市男女共同参画市民意識調査票についての助言（調査票の調査項目の分量と質問内容について）

専門アドバイザー：田間泰子さん（大阪府立大学名誉教授）

3) 派遣先：島本町立人権文化センター

日時：10月2日 10時から11時

依頼内容：

- ・町民意識調査の結果において、島本町の特徴や傾向
- ・町民意識調査結果をもとにした集約結果報告書案への助言
- ・町民意識調査の結果を受けて、男女共同参画計画策定に向けた助言

専門アドバイザー：田間泰子さん（大阪府立大学名誉教授）

4) 派遣先：四條畷市市民生活部人権・市民相談課

日時：11月22日 14時から15時

依頼内容：

- ・「人権に関する市民意識調査票」及び「男女共同参画に関するアンケート調査票」における前回調査票との比較や、近年の社会傾向をふまえた助言
- ・各調査において、「人権」「男女共同参画」それぞれの分野で把握すべき箇所をおさえられた調査票となっているかの助言

専門アドバイザー：上杉孝實さん（京都大学名誉教授）

②啓発交流

ア．啓発実践・交流会の開催

事業活用に向けた理解促進と人権啓発に関する様々な情報の交流を幅広く行う場として、啓発実践・交流会を開催しました。

日時：7月20日 14時から16時45分

会場：HRCビル

出席者：府内市町村人権啓発担当課職員等 27人

内容：1) 人権啓発支援事業実施要領の説明と「人権啓発に関わるアンケート」実施報告

報告：一般財団法人大阪府人権協会

2) 市町村からの報告

1. 泉南市「子どもの権利に関する条例」にかかる取組等について

報告者：泉南市行政経営部人権推進課

2. 大阪府「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」にかかる取組等について

報告者：大阪府府民文化部人権局人権擁護課

3) 情報・意見交流「人権啓発事業実施における悩みや課題、工夫等の情報交換を行い、解決へのヒントをみつけるための交流の場」

ファシリテーター：一般財団法人大阪府人権協会

次のテーマで分かれ、全体的な情報交換と交流を行いました。

- ・啓発企画（イベント、講座、講師等）
- ・方針・計画（調査、方針、計画等）
- ・アフターコロナの取組（イベントや講座運営等々）
- ・ネット差別（啓発、相談、モニタリング等）
- ・なんでも交流（悩み、工夫等）

イ．ブロック別啓発交流・相談会

少人数でじっくりと情報交換や悩み・課題の共有を行い、よりよい事業づくりに向けた方策を見いだす機会として、ブロック別啓発交流・相談会を実施し、4ブロック合わせて34人（24市、6町、1村）の方にご参加いただきました。各ブロックの開催状況は次の通りです。

1) 北摂ブロック

日時：10月5日（木）14:00～16:30

会場：島本町ふれあいセンター 第4学習室

参加：6市、2町 8人

2) 河内北ブロック

日時：10月13日（金）14:00～16:30

会場：門真市保健福祉センター 会議室

参加：7市 7人

3) 河内南ブロック

日時：10月17日（火）14:00～16:30

会場：河内長野市役所 802 会議室

参加：5市、2町、1村 10人

4) 泉州ブロック

日時：10月25日（水）14:00～16:30

会場：泉大津市社会福祉協議会 第一会議室

参加：6市、2町 9人

○資料3-1 啓発実践・交流会及びブロック別啓発交流・相談会 開催要項

③人権啓発支援事業の周知

ア. 実施要領による周知

人権啓発支援事業全体の実施要領を作成し、市町村に送付することで、事業の周知を行いました。

イ. 様々な機会を活用した周知

会議等の機会を活用し、事業の周知を行いました。

・7月20日 啓発実践・交流会

・10月5日 ブロック別啓発交流・相談会（北摂ブロック）

・10月13日 ブロック別啓発交流・相談会（河内北ブロック）

・10月17日 ブロック別啓発交流・相談会（河内南ブロック）

・10月25日 ブロック別啓発交流・相談会（泉州ブロック）

○資料3-3 人権啓発支援事業実施要領（令和5（2023）年度）

ii) 人権関連情報収集・提供事業

（1）事業目的

効果的な人権啓発事業を行うために、人権課題に関する動向や講座・イベント情報等を収集、整理し市町村等に情報を提供することで、住民や職員等が人権問題に係る情報を活用していくことにつながります。

（2）事業内容

①新聞等による人権問題の動向等の情報収集

朝日新聞（朝・夕・特集）や人権情報誌、インターネットから人権に関する記事を収集し、次のようにまとめました。

ア. 日にち、見出し、インターネット公開記事リンク先URL等をまとめたデータを作成しました。

イ. 上記から人権問題・人権啓発に関わる最新情報や動向等をトピックスとしてメールマガジンで配信しました。

○人権関連情報収集状況（令和5（2023）年度）

月	新聞	その他	合計
4月	107	16	123
5月	156	5	161
6月	200	10	210
7月	99	8	107
8月	101	11	112
9月	128	22	150
10月	120	7	127
11月	112	21	133
12月	139	11	150
1月	106	12	118
2月	113	9	122

3月	148	6	154
合計	1529	138	1667

②イベント講演会等の情報収集

大阪府、府内市町村や市町村人権協会等が主催するイベント情報を収集し、次のようにまとめました。

ア. イベント講演（公演）会の名称、開催日時、開催場所、内容（講師）、URL、問い合わせ先をまとめたデータを作成しました。

イ. 上記内容をメールマガジンで配信しました。

収集した情報は閲覧可能な状態で保管しています。（6ヵ月間）

各団体からの広報協力等を受けた情報掲載による相互交流や学びあう場の提供を行いました。

③メールマガジンでの提供

収集した人権課題に関する動向や講座・イベント情報等を、大阪府・市町村や市町村人権協会等にメールマガジンで提供しました。（月2回実施）

OE メール配信での提供状況（令和5（2023）年度）

	発行日	人権啓発支援事業 情報	イベント・ 講演会	大阪府情報	情報 （人権問題 の動向等）	合計
4月前半	4月19日	3	7	4	26	40
4月後半	4月27日	3	8	3	10	24
5月前半	5月11日	5	9	3	9	26
5月後半	5月24日	6	15	3	15	39
6月前半	6月7日	3	9	3	14	29
6月後半	6月27日	5	16	3	25	49
7月前半	7月10日	4	15	4	26	49
7月後半	7月26日	3	17	3	11	34
8月前半	8月10日	3	20	2	20	45
8月後半	8月22日	4	7	2	15	28
9月前半	9月11日	4	9	4	18	35
9月後半	9月21日	4	9	4	18	35
10月前半	10月12日	4	7	6	20	37
10月後半	10月27日	4	38	1	15	58
11月前半	11月10日	3	15	4	20	42
11月後半	11月28日	4	17	7	19	47
12月前半	12月11日	4	7	8	22	41
人権週間特集号	12月11日	／	53	／	／	53
12月後半	12月26日	3	12	3	19	37
1月前半	1月15日	4	8	3	19	34
1月後半	1月26日	3	8	3	9	23
2月前半	2月13日	2	7	6	24	39
2月後半	2月26日	2	9	4	17	32
3月前半	3月8日	2	3	4	14	23
3月後半	3月21日	2	5	2	19	28
合計		84	330	89	424	927

④ホームページでの提供

効率的に人権関連情報を取得できるように、掲載可能なメールマガジンの情報をホームページに掲載することで提供しました。

○ホームページ掲載での提供状況（令和5（2023）年度）

	発行日	人権啓発支援事業情報	イベント・講演会	大阪府情報	情報（人権問題の動向等）	合計
4月前半	4月26日	3	5	4	26	38
4月後半	5月11日	3	5	3	10	21
5月前半	5月18日	5	5	3	8	21
5月後半	6月8日	6	12	3	15	36
6月前半	6月30日	3	5	3	14	25
6月後半	7月25日	5	10	3	25	43
7月前半	7月25日	4	8	4	22	38
7月後半	8月3日	3	14	3	11	31
8月前半	8月17日	3	13	2	20	38
8月後半	8月30日	4	3	2	15	24
9月前半	9月25日	4	6	4	18	32
9月後半	10月6日	4	7	4	18	33
10月前半	10月24日	4	4	6	18	32
10月後半	11月9日	4	29	1	15	49
人権週間特集号	12月11日	/	53	/	/	53
11月前半	11月24日	3	14	4	20	41
11月後半	12月14日	4	13	7	18	42
12月前半	12月25日	4	2	8	22	36
12月後半	1月5日	3	7	3	19	32
1月前半	1月24日	4	5	3	19	31
1月後半	2月6日	3	5	3	9	20
2月前半	3月11日	2	6	6	24	38
2月後半	3月13日	2	4	4	15	25
3月前半	3月25日	2	2	4	14	22
3月後半	3月29日	2	3	2	19	26
合計		84	240	89	414	827

⑤人権週間における関連イベントの情報提供

人権週間における関連イベント情報を収集し、大阪府・市町村にメール、紙媒体で提供しました。またホームページに掲載しました。

- ・紙媒体での情報提供：12月11日
- ・Eメールでの情報提供：12月11日
- ・ホームページでの情報提供：12月11日

⑥人権リレーエッセイでの提供

「人権」をキーワードに様々な人や団体にインタビューを行い、内容をエッセイ風にまとめてホームページに公開しました。

○人権リレーエッセイ 状況（令和5（2023）年度）

回	掲載日	タイトル	お名前	所属
1	6月15日	地域の人々とのふれあいを大切に、外国にルーツある住民へのサポートまで誰もが安心してつながる居場所づくりを	河部理香子さん	特定非営利活動法人ほしぞら&ふれあいハウス鳴滝
2	8月4日	ケアの受け手も担い手もそれぞれの人生を生きられるケアを～ヤングケアラーの声から学ぶ	斎藤真緒さん	立命館大学産業社会学部現代社会学科 教授
3	10月23日	男性優位社会があぶり出す「男性の生きづらさ」とは	多賀太さん	関西大学文学部総合人文学科教育文化専修教授
4	2月19日	「障がいの社会モデル」を共有し、誰もが生きやすい社会へ	西尾元秀さん	障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議 事務局長
5	3月26日	子どもの権利を実現するなかから、より良い社会をめざす	吉永省三さん	千里金蘭大学 名誉教授

iii) 講師リストの作成・講師紹介事業

（1）事業目的

府民や市民が学びたい、又は学んでほしい人権問題のテーマや内容を重視して、講師リストの作成を行い、市町村等へ情報提供を行うことで、府内で行われている啓発事業を支援します。

（2）事業内容

①講師紹介

○講師紹介 月別相談件数（令和5（2023）年度）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
14	10	8	8	6	10	7	15	8	9	12	5	112

②講師リストの情報収集

ア. アンケートの実施

本事業においてお受けする人権啓発の講師紹介や講師リスト作成に資する情報収集として、委託事業参加の大阪府内の市町村（寝屋川市を除く）に「人権啓発に関わるアンケート」を実施しました。送付した42市町村全てから回答をいただきました。

イ. アンケートの集約と報告

回答をいただいたアンケートの集約を行い、7月20日に実施した「啓発実践・交流会」において配付と集約結果の報告を行いました。また、欠席市町村には、郵送にて集約内容をお送りし、委託事業参加の全市町村に報告を行いました。

○資料3-3 令和5（2023）年度「人権啓発に関わるアンケート」

③令和5（2023）年度講師リストの作成

ア. 講師リスト作成の方向性

新規に掲載する講師とフィールドワーク先の依頼に向けて、新規依頼案作成の方向性、具体的な新規掲載案を作成しました。新規掲載案作成には、「人権啓発事業に関するアンケート」でお勧めの講師を参考にしました。

イ. 新規依頼と掲載内容の調整

新規に掲載する講師とフィールドワーク先に依頼を行いました。また、掲載の承諾をいただいた講師に、掲載内容の確認と調整を行いました。

ウ. 継続依頼と掲載内容の調整

令和 4（2022）年度掲載講師への継続依頼と掲載内容の修正確認を行い、その結果を反映させました。

エ. 講師リストの作成

以上の結果を反映させ、次の概要の通り、講師リストを作成しました。

○講師リスト 概要

項目	掲載数	項目	掲載数
人権総論	28	インターネットによる人権侵害	8
女性	20	自殺・自死問題、自死遺族問題	4
子ども	32	刑余者問題・矯正施設退所者	4
高齢者	15	社会的養護	4
障がい者	31	若者支援	6
同和問題	25	依存症	11
外国人	28	様々な人権問題	46
H I V感染	2	人材養成	14
ハンセン病回復者	4	公演	6
犯罪被害者やその家族	3	講師延べ人数	333
ホームレス	4	講師実人数	179
セクシュアル・マイノリティ、セクシュアリティ	20	視聴覚（パネル・ビデオ・DVD）	5
職業や雇用をめぐる人権問題（一般）	8	フィールドワーク	16
職業や雇用をめぐる人権問題（ハラスメント）	10	掲載延べ件数	354

オ. 講師リストの送付

令和 5（2023）年度の講師リストを、寝屋川市を除く市町村と大阪府に送付しました。